

第3節 成果目標の設定

国の基本指針を受け、県の調整のもと、令和5年度(2023年度)までの目標数値等を設定しました。目標の達成が図られるよう、県ほか関係機関との密接な連携のもと障害福祉サービス等の充実を図ります。

国の基本指針により、計画推進に当たり成果目標を設定し、少なくとも1年に1回は成果目標等に関する実態を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは計画の変更等の措置を講じることとします。

1 福祉施設から地域生活への移行促進

令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数の2%以上を令和5年度(2023年度)末までに地域生活に移行します。

令和5年度(2023年度)末時点の施設入所者数を令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数から2%以上削減します。

施設入所者数	168人	令和元年度末時点の施設入所者数 (うち、継続入所者数 20人)
--------	------	------------------------------------



【成果目標】

地域生活移行者数	3人	令和元年度末時点の施設入所者数から継続入所者数を除いた人数の2%以上を地域生活へ移行します。
		$(168人 - 20人) \times 2\% \doteq 3人$
入所者削減見込数	3人	令和元年度末時点の施設入所者数から継続入所者数を除いた人数の2%以上を削減する。
		$(168人 - 20人) \times 2\% \doteq 3人$

※ 「継続入所者」

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（18歳以上のものに限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの

本市の継続入所者数

施設入所支援	20
日中サービス	20
生活介護	19
就労B型	1

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では、令和5年度(2023年度)末までに地域生活支援拠点等を各市町村に1か所以上確保することとし、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とされました。

本市では、令和2年度(2020年度)に地域生活支援拠点等を設置しました。令和3年度(2021年度)以降、年1回運用状況を検証及び検討します。

3 福祉施設から一般就労への移行促進

令和5年度(2023年度)中の就労移行支援事業等を利用した一般就労への移行者数を令和元年度(2019年度)実績の1.27倍以上とします。

また、令和5年度(2023年度)における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合を7割とします。その就労定着支援事業により、一般就労への移行者が職場に定着できるよう支援を行います。

令和元年度の 一般就労移行者数	10人	(A) 令和元年度の福祉施設から一般就労への移行者数
	6人	(B) 令和元年度の就労移行支援事業から一般就労への移行者数
	1人	(C) 令和元年度の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数
	3人	(D) 令和元年度の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数



【 成果目標 】

令和5年度の 一般就労移行者数	13人	福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上増加とする。 (A) $10人 \times 1.27倍 \approx 13人$
	8人	就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.3倍以上とする。 (B) $6人 \times 1.3倍 \approx 8人$
	1人	就労継続支援A型事業を利用した一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.26倍以上とする。 (C) $1人 \times 1.26倍 \approx 1人$
	4人	就労継続支援B型事業を利用した一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.23倍以上とする。 (D) $3人 \times 1.23倍 \approx 4人$
令和5年度の 就労定着支援事業利 用者	9人	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合を7割とする。 (A)' $13人 \times 7割 \approx 9人$

4 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和5年度(2023年度)末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とされました。

本市では、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行きます。

5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、令和5年度(2023年度)末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とされました。

本市では、障害福祉サービス等が多様化し、またサービス事業所が増加している中、より一層事業者が利用者に対して真に必要とするサービスを適切に提供することができる体制を構築します。